

協建 時間外規制の適用範囲など聞く 仙 仙台労基署と意見交換

仙台建設業協会労務・安全管理委員会(千田隆志委員長)と仙台労働基準監督署の意見交換会が13日、宮城県建設産業会館で開かれた。同協会が

労基署から、2024年度施行の時間外労働規制の適用範囲などについて助言を受けた。

この意見交換会は、同協会と労基署でつくる労働災害防止連絡協議会の会合の一環として毎年1回実施。会合は同協会側が事前に用意した質問に労基署が答える形で行っている。



労基署と意見を交わした

開会に当たり千田会長は「この意見交換会で学んだことを自社の安全管理の糧としてほしい」などとあいさつした。ま

た仙台労基署安全衛生課の斎藤俊英課長は、安全対策を行う上での疑問解消に努める姿勢を示した。

今回同協会は4つの質問項目を用意。このうち時間外労働規制についての質問に労基署は「災害時の応急措置は適用外だが、それ以外はケースバイケースとなる」と回答。さらに工事現場のガードマンについて、指揮系統が統一されておらず安全管理に問題が生じていることに関しては「元請けに注意義務があるが、場合に依りて注意喚起の必要性がある」などと説いた。

同協会は今回の成果を踏まえてさらに安全に努めていく。